

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第三編 労働組合・共産党・大衆運動対策

第五章 公務員および教員対策

国家公務員新任用制度

昨秋から国家公務員の新任用制度を検討していた人事院では、五月にいたり「職員の任用」「職員の身分保証」「人事記録」の三人事院規則よりなる新任用制度を決定、六月から実施した。

要旨は次のとおりであるが、昇任について幹部候補試験をおこなう点が注員される。

【通則】(1)任用は職階制に基いて行う。このため全官職を一般分類官職(職階制によって分類された一般官職)教育関係官職、非分類官職(主として非常勤の官職で職階制による分類のできぬもの)の三つに分け、一般分類官職は約百七十の職種に分け、各職種を通じて八等級とする(2)任用の種類は採用、昇任、転任、降任、配置換の五種類とする。

【採用】等級の低い主として六、七等級の官職に対する採用は競争試験(必ずしも筆記試験にこだわらない)とし、その他の等級の高い官職(一等級から五等級まで)に対する採用は人事院の承認を得て選考の方法による。ただし研究または特殊技能関係の職種にあつては低い等級の官職の採用でも選考による採用を認める。採用試験は六、七等級の場合は人事院が、他は各省庁の任命者が行う。採用の選考は四等級(課長補佐)以上は人事院が、他は各省庁の任命者が行う。

【昇任】三等級(本省課長)以上への昇任は人事院の行う選考(主として経歴基準による)によることができる。四等級に対する昇任は資格試験を必要とする選考とする。その資格試験は

- (1)一定の経歴のあること
- (2)人事院の行う筆記試験に合格すること
- (3)勤務成績の良好なること(勤務評定で判定)

の三条件とする。これはかつての高文試験者に代る資格試験でこれに合格したものは幹部候補としての資格を得ることになる。五等級以下の昇任は原則として各省庁の行う試験による。

【転任】各等級を通じ準選考とし、人事院の定める転任資格要件(昇任の基準よりは緩やかなもの)を満たすことを必要とする。

【配置換】任命者の全くの自由とする。

【降任】身分保障の見地から人事院規則に基く場合にのみ降任し得る。

地方公務員の新任用制

自治庁では地方公務員法による都道府県五大市職員の新任用制度の要綱を一一月はじめ次のように決定、一二月一三日から実施した。その特徴は、

- (1)職員の採用は原則として試験によるものとし、しかも試験を実施する主体は人事委員会とする、(2)採用試験を公開競争試験とする、ことなどである。

(新任用制度実施要綱要旨)

▽採用および昇任

一、職員の採用および昇任は競争試験の結果作成される任用候補者名簿に基いて行う。

一、しかしつぎの場合においては選考によって行う。

(1)現在われている職級の七級(係長クラス)以上の職への採用や昇任または三級(雇員クラス)以下の職への昇任(例えば給仕から雇になる場合)

(2)国家公務員または他の地方公務員の競争試験や選考に合格した者を、当該の競争試験に係る職と同等以下の職への採用および昇任

(3)特殊な専門的知識もしくは技術を要する職、または精神病院の看護人など特殊な職で競争試験を行っても十分な競争者が得られないと、人事委員会が認める職への職員の採用、昇任

(4)職務遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職への職員の採用、昇任

(5)その他競争試験によることが不適當なものとして人事委員会の承認があった場合
▽競争試験

一、目的、方法。試験は職務遂行の能力を有するかどうかおよびその能力の順位を正確に判定することを目的とし、現行の職級に応じて行うことを原則とするが、吏員、雇員の区分および専門的知識または技術を要する職に応じて行うこともできるものとし、試験の方法はつぎの方法の一つによって行う。

(1)筆記試験 (2)口頭試問および身体検査や人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識および適応性の制定の方法 (3)(1)と(2)の方法をあわせて用いる方法

二、試験機関。試験を行う機関は人事委員が共同設置されている場合と人事委員会の仕事为国(自治庁)や地方公共団体に委任されている場合とを除いてはすべて人事委員会とする。

▽選考

一、選考にあたっては必要に応じて筆記考査、実地考査その他の方法を用いる。

二、選考機関。人事委員会が共同設置されていたり、人事委員会の業務が国や地方公共団体に委任されているような場合を除いては選考機関はすべて人事委員会とし、機械的に行われる選考や人事委員会が適當と認める選考については任命権者(知事、市町村長、公安委員など)が人事委員会の委任をうけて選考を行うものとする。

教員政治活動の制限

八月二〇日劔木文部次官は日教組今村副委員長、辻原法制部長を招き、政治活動を自制するよう、次のように申し入れた。この申し入れは岡野文相、保利官房長官の了解をえておこなわれた。

(1)日教組では去る六月中旬に開かれた全国大会で「教員は労働者なり」という教師の倫理綱領を決定したが、教員は労働者であるとともにまた教育者でもあるという二つの性格をもっていることを自覚してほしい。

(2)そういう意味から教師は単なる労働者とは違う面をもっており、親が子供をまかしているという点からも教師は一般の労働者とは違った特異性があるわけだ。この教育者という面から、「教育の中立性」を尊重し、教育者の良識をもち、政治活動にも一定の限界をもって行動すべきだ。

(3)たとえば総選挙や地方選挙などに際して教員組合が一党一派を支持したり反対する

ような指令を発し、それにもとづいた行動をとることはのぞましくないと思うから組合として十分反省してほしい。

(4)もし教組の政治活動がこのような形で続けられると、教員組合の政治活動を全面的に禁止するような法制的措置をとらなければならない事態も考えられるが、自分はそういう事態を未然に防ぐ意味で、組合側の自制を望みたい。

この申し入れは、自由党が教育委員せんきよの強行によって日教組の分断をはかっていた時だけに日教組を刺戟したが、辻原法制部長はこれにつき次のように語った。

回答する筋合のものではないと思うが、この申入れを黙殺するかあるいは声明を出すかどうかはまだ決めていない。だが劔木次官がいった日教組が特定の政党の下請だというように一般に考えられているとすれば誤解だから、それについては誤解をとくようにしたい。

高校の分離を企図

岡野文相は九月九日の閣議で、大学と高校以下の二本建になっている現行教員給与表を三本建にして高校を分離したいと述べ、閣議は文相に一任した。日教組ではこれを組合分裂策だとして反対したが、両者はそれぞれ次のように語った。

(岡野文相談)

さきに全国高等学校教職員組合から陳情を受けた際、なるほどと思った。早速九日の閣議でこれを話し教員の給与体系を大学、高等学校および中、小学校の三段階に分けるべきであるということを提案、了解を得た。非常に常識的なことで、何ら他意はない。

(榎枝日教組情宣部長談)

第一に、岡野文相が日教組を分断するために、高教組をかかえ込もうとする悪質な意図から出たものと思う。第二に、人事院、文部省は従来いずれも三本建は不合理だとしている。それに人事院勧告がまだされていないので、その実施はいずれにせよ来国会以後となるが、このようなやり方に対しては対策を考えなければならない。

日本労働年鑑 第26集 1954年版
発行 1953年11月20日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
* * * * 年 * * 月 * * 日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
